

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第75期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	鴻池運輸株式会社
【英訳名】	Konoike Transport Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鴻池 忠彦
【本店の所在の場所】	大阪府中央区備後町二丁目6番8号
【電話番号】	06(6271)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区備後町二丁目6番8号
【電話番号】	06(6271)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期 第3四半期連結 累計期間	第75期 第3四半期連結 累計期間	第74期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	173,729	184,256	231,504
経常利益 (百万円)	6,697	7,940	8,009
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,926	4,609	4,369
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,182	6,209	6,839
純資産額 (百万円)	76,266	82,211	74,997
総資産額 (百万円)	172,536	187,168	174,367
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	138.03	162.01	153.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	43.2	43.0	42.1

回次	第74期 第3四半期連結 会計期間	第75期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	47.75	57.74

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、次のとおりであります。

<複合ソリューション事業>

鳳選鉱(株)は事業の一部を当社に譲渡したことにより、平成26年4月1日付で、所属する事業セグメントを<複合ソリューション事業>から<その他>に変更しております。

平成26年5月1日付で九州産交運輸(株)の全株式を取得したことにより、同社及び同社の子会社である(株)産交運輸物流サービスを関係会社（連結子会社）としております。

平成26年10月1日付で、島屋興産(株)をコウノイケ・コーポレートサービス(株)に商号変更しております。

<国内物流事業>

関係会社の異動はありません。

<国際物流事業>

平成26年6月11日付で当社ならびに当社の100%子会社であるコウノイケ・ SHIPPING(株)及びKONOIKE TRANSPORT AND ENGINEERING(H.K.)LIMITED.と共同でAnpha-AG Joint Stock Companyの全株式を取得したことにより、同社を関係会社（連結子会社）としております。

<その他>

上記のとおり、鳳選鉱(株)は所属する事業セグメントを<その他>に変更しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費税増税後の反動減により個人消費が大幅に落ち込んだことを受け一時急速に悪化したものの、雇用や所得環境の改善を下支えに緩やかに持ち直し、回復基調で推移しました。しかしながら、増税と円安の進行に伴う物価上昇が実質所得を下押ししていることにより、内需に停滞感が表れ始めたことに加え、地政学リスクの燻りや欧州の財政不安等から外需も伸び悩みの状況となっていることもあり、先行きは依然として不透明であります。

物流業界におきましては、期間末頃より燃油価格については下落傾向にあるものの、消費税増税に伴い家計の圧迫感が強まったことを受け、食品や衣料品、生活用品など日常的な消費が振るわず、消費関連貨物の荷動きが低調に推移したことや、人材需給逼迫による備車料の上昇により厳しい状況となりました。

このような経営環境のもと当社グループは、中国常熟市に温度管理や防塵対策等の最新鋭設備を備えた定温物流センターを開設しました。倉庫事業とトラック輸送事業、国際フォワーディング事業を組み合わせたサービスを展開し、新規顧客の獲得を図るとともに、物流ネットワークのより一層の充実を目指します。

当第3四半期連結累計期間の業績といたしましては、鉄鋼関連分野における生産工程請負業務の増加や、医療関連分野ならびに空港関連分野の伸長等により、売上高は1,842億56百万円（前年同期比6.1%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は78億3百万円（同18.7%増）、経常利益は79億40百万円（同18.6%増）、四半期純利益は46億9百万円（同17.4%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

複合ソリューション事業

複合ソリューション事業におきましては、顧客の堅調な販売を受け、飲料等製造請負業務は好調に推移したものの、消費税増税後の反動減により、スーパーマーケット向け食品取扱業務が減少し、食品関連分野はほぼ前年並みの水準にとどまりました。一方で、鉄鋼関連分野において生産工程請負業務や原料ならびに製品輸送業務が増加したことに加え、空港関連分野において、訪日観光客の増加に伴いグランドハンドリング事業が伸長した他、医療関連分野における連結子会社の増加等もあり、売上高は1,194億57百万円（前年同期比7.0%増）、セグメント利益は92億53百万円（同9.0%増）となりました。

国内物流事業

国内物流事業におきましては、配送先店舗数の増加を受け、コンビニエンスストア向け商品取扱業務が増加した他、食品原料の長距離輸送業務や、食品用包資材ならびにオフィス用品の配送センター業務が増加したことにより、売上高は396億68百万円（前年同期比2.1%増）となりました。セグメント利益につきましては、平成25年に竣工した流通センターならびにアパレル専用倉庫の初期費用が解消したことに加え、車両の大型化による配送効率の向上等により、12億97百万円（同36.8%増）となりました。

国際物流事業

国際物流事業におきましては、アメリカ経済の回復に伴う自動車販売台数の増加により、アメリカならびにメキシコ向け自動車部品用資材の輸送業務が増加した他、食品用包資材や、ベトナム及びトルコ向けインフラ建設用建材の輸送業務を獲得したことにより、輸出業務が好調に推移しました。輸入業務につきましても、調理家電や理美容器具の輸送ならびにセットアップ業務が堅調を維持したことに加え、生産拠点の海外移転の進行を背景にベトナム子会社で大型製造設備輸送業務が増加したことも寄与し、売上高は251億29百万円（前年同期比8.1%増）、セグメント利益は11億56百万円（同8.4%増）となりました。

(2) 財政状態

流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は736億21百万円であり、前連結会計年度末に比べ89億26百万円増加しました。主な要因は、受取手形及び売掛金が53億21百万円増加したこと、現金及び預金が44億83百万円増加したこと等によるものです。

固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は1,135億46百万円であり、前連結会計年度末に比べ38億74百万円増加しました。主な要因は、投資有価証券が14億72百万円増加したこと、土地が12億98百万円増加したこと、無形固定資産が12億81百万円増加したこと等によるものです。

流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は568億51百万円であり、前連結会計年度末に比べ122億9百万円増加しました。主な要因は、コマーシャル・ペーパーが130億円増加したこと等によるものです。

固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は481億4百万円であり、前連結会計年度末に比べ66億23百万円減少しました。主な要因は、長期借入金が43億95百万円減少したこと、退職給付に係る負債が26億9百万円減少したこと等によるものです。

純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は822億11百万円であり、前連結会計年度末に比べ72億14百万円増加しました。主な要因は、利益剰余金が56億42百万円増加したこと、その他有価証券評価差額金が7億70百万円増加したこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、当社並びにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じること、その基本方針と致します。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記()の経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み、下記()のコーポレート・ガバナンスの強化の取組み及び下記()の株主の皆様に対する還元に関する取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものであると考えております。

() 経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み

(a) 経営理念

当社グループは、以下の3点を念頭に置いて、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指しております。

() 当社グループは、品格ある事業活動を通じて、顧客、取引先、株主の皆様、従業員をはじめ、全ての人々を大切にします。

() 当社グループは、総物流を中心に様々な分野において、顧客が新しい価値を創造するための質の高いサービスを提供します。

() 当社グループは、自然と人間の共存に努め、地球環境の保全と未来社会の健全な発展に貢献します。

当社グループは、かかる経営理念に基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を通じた株主の皆様を含むステークホルダーの繁栄、豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己表現、相互信頼・合理性のある組織風土の醸成等を推進しております。

(b) 中期経営計画の策定及び同計画達成のための施策

当社では、企業価値又は株主の皆様共同の利益の向上に向けた取組みとして、平成25年3月期（平成24年度）を初年度とし、平成27年3月期（平成26年度）を最終年度とする3ヵ年間の中期経営計画「エクスプレス計画Vol.2 2012年度～2014年度」（以下「本中期経営計画」といいます）を策定し、実行中であります。本中期経営計画の最終年度（平成26年度）は、売上高2,437億円、営業利益96億円、ROE（株主資本利益率）7.2%の達成を目指して取り組んでおります。

また、本中期経営計画達成のための施策として、当社が現在取り組んでいる10のサービス分野のうち、本中期経営計画におきましては、医療関連サービス、ファッション&アパレルサービス、空港関連サービス及び定温物流サービスの4つの事業を最注力4分野と位置付け、重点的に強化することを企図すると共に、経営効率化を更に推進して参ります。

() コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守の徹底及び経営の健全性、迅速性の向上の観点から、企業価値・株主の皆様共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

まず、当社は、東京証券取引所の定める独立役員に該当する社外取締役1名を選任すると共に、定款で取締役の任期を1年に短縮し、株主の皆様が企業統治の在り方に直接意見を表明し得る機会を最大限確保するなど、かねてよりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

また、当社は、経営環境や市場の変化、顧客の動向に迅速に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図ると共に、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。

() 株主の皆様に対する還元に関する取組み

当社では、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指すことを配当政策の基本方針としております。

今後はこの方針に基づき、企業価値向上の成果を還元させて頂くことで、更に株主の皆様へ支援して頂けるよう、企業価値の一層の充実を図りたいと考えており、配当性向を平成26年3月期（平成25年度）から3年間で概ね30%程度まで高めることを目標としております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年8月30日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することにつき決定致しました。また、本プランの導入に関する承認議案を平成26年6月25日開催の当社第74回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出し、株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成25年8月30日付プレスリリース

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」

(<http://www.konoike.net/news/detail.php?id=95>)

をご参照下さい。

() 本プラン導入の目的について

本プランは、基本方針を踏まえ、() 大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、

() 当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、() 株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、導入されたものです。

() 本プランの概要

(a) 対抗措置発動の対象となる行為

次の から までのいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づき対抗措置が発動される場合があります。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が事実上共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限りません）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 取締役会及び独立委員会による検討等

当社取締役会及び独立委員会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には60日間（初日不算入）、それ以外の場合には90日間（初日不算入）の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定し、当社取締役会は、当該取締役会評価期間内において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものと致します。

また、独立委員会も上記と並行して大規模買付者からの提案等の評価及び検討等を行います。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

() 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく当社株券等の大規模買付行為を開始したものと認める場合には、原則として、当社取締役会に対して、所要の対抗措置を発動することを勧告できるものと致します。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の上記勧告を最大限尊重の上、所要の対抗措置を発動することと致します。

() 大規模買付ルールが遵守された場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の検討と、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、大規模買付者が総体としていわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

他方、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により対抗措置不発動の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものと致します。その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものと致します。当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものと致します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は上記株主総会の決議に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決議を、遅滞なく行うものと致します。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を実行してはならないものと致します。

(f) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと致します。但し、かかる有効期間前であっても、() 当社取締役会若しくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は() 独立委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものと致します。

() 本プランの合理性

(a) 政府指針、金融商品取引所の諸規則に則っていること

本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しております。また、本プランは、東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及び同取引所の諸規則等に則り、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。本プランは、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式の市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものです。

(b) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(c) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

(d) 対抗措置の発動に際して原則として株主の皆様のご意思を確認するプランであること

本プランは、大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が開始された状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会がかかる対抗措置の不発動の勧告をする場合を除き、大規模買付者による大規模買付行為に対する本新株予約権の無償割当て等の対抗措置発動の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することを内容としております。

本プランは、このように、株主の皆様のご意思を確認した上で対抗措置を発動するものであるため、本プランの導入に際して株主総会の承認を得ることは必ずしも必要ではないと考えております。しかしながら、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、本株主総会において本プランの導入につき株主の皆様の賛否を問い、本プランの導入が否決された場合には本プランを廃止することとしております。

(e) 本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は1年であり、1回の株主総会における通常決議による取締役の選解任を通じた取締役会の決議又は株主総会における本プラン廃止の通常決議により本プランを廃止することが可能です。

(f) 独立委員会の判断の重視

本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動又は不発動等について、当社の業務執行を行わず独立性を有している社外役員及び外部有識者から構成される独立委員会が勧告を行うこととしております。

そして、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置について、独立委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとされております。

(g) ガイドラインの設定

当社は、本プランに係る各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。当該ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(h) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(e)記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

上記 の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記 の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、上記 の取組みは、上記 の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記 の取組みは、上記 の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記 の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記 ()及び() (b)等に記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして導入されたものであります。また、上記 ()記載のとおり、本プランの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

重要な記載事項はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

計画完了

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資金額 (百万円)	資金調達方法	完了年月
鴻池垂細亜物流(江蘇)有限公司	中国 江蘇州	国際物流事業	物流センター設備	1,055	自己資金	平成26年 10月
関西陸運(株)	香川県 さぬき市	国内物流事業	土地・物流センター設備	980	自己資金及び 借入金	平成26年 11月

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

計画の変更

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社	静岡県 駿東郡 長泉町	複合ソリューション 事業	物流センター設備	5,661	611	自己資金、借 入金及び社債 調達資金	平成25年 6月	平成27年 7月

- (注) 1. 資金調達方法及び完了時期を変更致しました。
 2. 金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

新設計画の追加

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社	岡山市 南区	複合ソリューション 事業	土地・物流センター設備	1,847	331	自己資金及び 借入金	平成26年 7月	平成27年 11月

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	132,917,764
計	132,917,764

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,449,601	28,449,601	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	28,449,601	28,449,601	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	28,449	-	1,688	-	896

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,447,800	284,478	-
単元未満株式	普通株式 1,801	-	-
発行済株式総数	28,449,601	-	-
総株主の議決権	-	284,478	-

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,054	23,537
受取手形及び売掛金	39,304	34,625
有価証券	10	-
未成工事支出金	21	97
貯蔵品	1,013	922
繰延税金資産	2,427	1,289
その他	2,945	3,236
貸倒引当金	80	87
流動資産合計	64,695	73,621
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	91,827	95,100
減価償却累計額	54,970	57,935
建物及び構築物(純額)	36,856	37,164
機械装置及び運搬具	45,359	45,435
減価償却累計額	38,234	38,302
機械装置及び運搬具(純額)	7,125	7,132
土地	38,831	40,129
リース資産	2,915	3,496
減価償却累計額	1,014	1,172
リース資産(純額)	1,900	2,323
建設仮勘定	43,588	44,417
その他	6,705	6,613
減価償却累計額	5,663	5,659
その他(純額)	1,042	954
有形固定資産合計	89,344	92,121
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	7,931	9,403
長期貸付金	346	345
繰延税金資産	4,691	2,869
退職給付に係る資産	50	37
その他	4,764	4,903
貸倒引当金	234	194
投資その他の資産合計	17,550	17,365
固定資産合計	109,672	113,546
資産合計	174,367	187,168

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,528	13,824
短期借入金	2,734	2,791
コマーシャル・ペーパー	-	13,000
1年内償還予定の社債	6,000	1,000
1年内返済予定の長期借入金	1,962	5,994
未払費用	8,477	5,907
未払法人税等	1,900	746
その他	10,039	13,588
流動負債合計	44,642	56,851
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	18,169	13,774
繰延税金負債	406	542
再評価に係る繰延税金負債	2,355	2,355
退職給付に係る負債	18,026	15,416
役員退任慰労金引当金	1,911	1,948
その他	3,858	4,066
固定負債合計	54,727	48,104
負債合計	99,370	104,956
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,688	1,688
資本剰余金	755	755
利益剰余金	75,287	80,929
自己株式	0	0
株主資本合計	77,731	83,373
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,834	2,605
土地再評価差額金	4,767	4,767
為替換算調整勘定	459	989
退職給付に係る調整累計額	1,898	1,699
その他の包括利益累計額合計	4,372	2,872
少数株主持分	1,638	1,711
純資産合計	74,997	82,211
負債純資産合計	174,367	187,168

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	173,729	184,256
売上原価	158,797	167,893
売上総利益	14,931	16,362
販売費及び一般管理費	8,354	8,559
営業利益	6,576	7,803
営業外収益		
受取利息	64	76
受取配当金	217	174
投資有価証券評価損戻入益	91	45
その他	206	173
営業外収益合計	579	470
営業外費用		
支払利息	384	297
その他	73	35
営業外費用合計	458	333
経常利益	6,697	7,940
特別利益		
固定資産売却益	29	75
その他	0	30
特別利益合計	29	105
特別損失		
固定資産除売却損	105	167
その他	47	25
特別損失合計	152	192
税金等調整前四半期純利益	6,575	7,853
法人税、住民税及び事業税	1,437	2,221
法人税等調整額	1,142	949
法人税等合計	2,579	3,170
少数株主損益調整前四半期純利益	3,995	4,683
少数株主利益	68	73
四半期純利益	3,926	4,609

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,995	4,683
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	965	773
為替換算調整勘定	1,221	554
退職給付に係る調整額	-	198
その他の包括利益合計	2,187	1,526
四半期包括利益	6,182	6,209
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,022	6,109
少数株主に係る四半期包括利益	160	100

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、九州産交運輸株式会社及びAnpha-AG Joint Stock Companyを株式取得により子会社化したため、九州産交運輸株式会社と同子会社である株式会社産交運輸物流サービス、Anpha-AG Joint Stock Companyの3社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が3,542百万円減少し、利益剰余金が2,099百万円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ111百万円増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

(1)銀行借入金に対する債務保証

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
青海流通センター(株) (当社の他14社による連帯保証、 総額402百万円)	11百万円	青海流通センター(株) (当社の他14社による連帯保証、 総額268百万円)	7百万円
大阪港総合流通センター(株) (当社の他7社による連帯保証、 総額503百万円)	76	大阪港総合流通センター(株) (当社の他7社による連帯保証、 総額364百万円)	55
神戸港島港運協同組合 (佐野運輸(株)の他3社による連帯 保証、総額264百万円)	66	神戸港島港運協同組合 (佐野運輸(株)の他3社による連帯 保証、総額268百万円)	67
協同組合東京海貨センター 従業員	12 1	協同組合東京海貨センター 従業員	11 1
計	167	計	142

2 偶発債務

当社の連結子会社のうち1社が加入する愛知県トラック事業厚生年金基金は、平成26年2月27日開催の代議員会にて特例解散の方針を決議しております。また、当社の連結子会社のうち1社が加入する熊本県トラック運送厚生年金基金は、平成26年2月21日開催の代議員会にて特例解散の方針を決議しております。

ただし、愛知県トラック事業厚生年金基金ならびに熊本県トラック運送厚生年金基金の代議員会における解散決議及び厚生労働省の認可の時期は未定であり、解散に伴う費用の金額については、現時点では不確定要素が多いため合理的に金額を算出することは困難であります。

3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	- 百万円	220百万円
支払手形	-	72

4 圧縮記帳額

都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行に伴う権利変換により有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
建設仮勘定	411百万円	411百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	4,972百万円	4,690百万円
のれんの償却額	120	183

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月15日 取締役会	普通株式	284	10.00(注)	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金
平成25年11月7日 臨時取締役会	普通株式	426	15.00	平成25年9月30日	平成25年12月6日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額10円00銭には、上場記念配当5円00銭が含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月14日 取締役会	普通株式	426	15.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金
平成26年11月11日 臨時取締役会	普通株式	640	22.50	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	複合ソリュー ション事業	国内物流事業	国際物流事業	合計				
売上高								
外部顧客への 売上高	111,622	38,853	23,253	173,729	0	173,729	-	173,729
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	895	1,743	76	2,715	55	2,771	2,771	-
計	112,517	40,597	23,329	176,444	56	176,500	2,771	173,729
セグメント利益	8,489	948	1,066	10,503	17	10,521	3,944	6,576

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの資産運用業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 3,944百万円には、セグメント間取引消去61百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 4,006百万円が含まれております。全社費用は、当社の本社総務部門等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 (固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	複合ソリュー ション事業	国内物流事業	国際物流事業	合計				
売上高								
外部顧客への 売上高	119,457	39,668	25,129	184,255	0	184,256	-	184,256
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,154	1,713	61	2,930	69	2,999	2,999	-
計	120,612	41,382	25,191	187,186	69	187,255	2,999	184,256
セグメント利益	9,253	1,297	1,156	11,706	26	11,733	3,929	7,803

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの資産運用業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 3,929百万円には、セグメント間取引消去3百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,932百万円が含まれております。全社費用は、当社の本社総務部門等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	138円03銭	162円01銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,926	4,609
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,926	4,609
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,449	28,449

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成27年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を行うことについて決議いたしました。

1.株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2.株式分割の概要

(1)分割の方法

平成27年3月31日(火曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	28,449,601	株
株式の分割により増加する株式数	28,449,601	株
株式の分割後の発行済株式総数	56,899,202	株
株式の分割後の発行可能株式総数	227,596,808	株

(3)分割の日程

基準日公告日	平成27年3月13日	(金曜日)
基準日	平成27年3月31日	(火曜日)
効力発生日	平成27年4月1日	(水曜日)

3.定款の一部変更

(1)変更理由

株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会の決議により、平成27年4月1日(水曜日)をもって、現行定款第6条を変更いたします。

(2)変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>132,917,764株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>227,596,808株</u> とする。

(3)変更の日程

効力発生日 平成27年4月1日 (水曜日)

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	69円02銭	81円01銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、平成27年4月1日を効力発生日としておりますので、配当金基準日を平成27年3月31日とする平成27年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

2【その他】

平成26年11月11日開催の臨時取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・640百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・22円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成26年12月5日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月13日

鴻池運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉村 祥二郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 目細 実 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鴻池運輸株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。